辻河典子:[書評]「現代史における「被害」・「犠牲」の記憶形成と国民統合:川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」

----二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』(白水社、2019 年)を手がかりに

# [書評] 現代史における「被害」・「犠牲」の記憶形成と国民統合: 川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」――二〇世紀の 住民移動の歴史のなかで』(白水社、2019 年)を手がかりに

辻河 典子

# はじめに

第二次世界大戦の末期から直後にかけて、ドイツ東部からヨーロッパ東部にかけての地域では約 1500 万人のドイツ系住民が居住地を離れた。大戦末期に赤軍の侵攻を前にして西方への逃亡を余儀なくされた者たち、戦闘終息後にナチ占領下で鬱積した憎悪や報復感情に導かれて自然発生的に生じた無差別追放の対象となった者たち、1945 年 8 月のポツダム協定にもとづいてポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーから強制移住(1947 年頃からは秩序だった移住措置)の対象となった者たちである。一連の住民移動は恣意的な殺害や略奪、虐待、報復、性暴力を伴い、犠牲者数の見直しが行われた近年でも直接の犠牲者は約 50-60 万人に上ると推定される。1990 年以前の西ドイツと現在のドイツではこの過酷な住民移動が「追放 Vertreibung」と総称され、この過程で生じた大量の移住者は「被追放民」と呼ばれる。東ドイツではこの住民移動とそれに伴う移住者は「移住 Umsiedlung」、「移住民 Umsiedler」と呼ばれたが、東側諸国への政治的配慮からこのテーマはタブー視されて抑圧される傾向にあった。「追放」の概念をめぐる論争が未決着であること、および「移住」という語に特定の政治的含意があったことを考慮し、本書は「追放」・「移住」の語を一貫してかぎ括弧付きで用いている〔注 10 頁(序章注(2))〕。著者の川喜田教子は、この第二次世界大戦後の「追放」をめぐる研究、更にはドイツでの第二次世界大戦にまつわる記憶との向き合い方をめぐる研究について長年取り組んできた。本書は被追放民の統合局面を扱った課程博士論文(2001 年提出)を大幅に加筆修正したもので、「追放」の構想・執行・統合・

書評に先立ち、書名にも含まれる「東欧」という語が指す範囲について確認しておきたい。「東欧」とは単に地理的な位置関係としてヨーロッパ東部を指すこともあれば、冷戦期の社会主義東欧圏のようにイデオロギーが反映された領域を指すこともあり、論者の思想背景や地域認識を如実に反映する可変的な語である。しかし、本書で「東欧」という語が指す範囲は明確に定義されておらず、所々でその範

記憶形成の4つの局面を実証的に論じている。まさに著者の長年の研究の集大成である。

囲に違いが見られる<sup>1</sup>。評者が読んだ限りでは、中世以来ドイツ語話者が居住したヨーロッパ東部地域の うち現在ドイツ領に含まれない領域を主に指すと考えられる。以下で述べる「東欧」ではこの定義を用 いる。

以下では、本書の内容と意義をまとめ、エスニック・マイノリティ研究のために本書が手がかりになるポイントについて評者の専門であるハンガリー現代史の立場から考察する。

### 1. 本書の概観

本書は序章、計 11 章の本論、終章から成る。序章では、まず「追放」に関して前述した定義と、「追放」が「第二次世界大戦後の全ヨーロッパ規模での地域秩序再編、ドイツの社会再編、そしてその同時進行性を考える上で欠くことのできない要素」[10 頁] であることが紹介される。

被追放民の統合が東西ドイツ社会に与えた衝撃の大きさと冷戦下で持った政治的意味は「追放」をめぐる研究にも影響を及ぼし、このテーマが純粋な歴史学研究の対象となったのは東西ドイツ統一後のことであった。2000年代には「追放」をめぐる議論は活発化し、「追放」と統合に関する実証研究から「追放」をめぐる記憶構築へと重心が移るようになった。2000年代はEUの東方拡大を控えた時期でもあり、「追放」を20世紀ヨーロッパ史の文脈に位置づける研究が進展した。これを通じて、通時性の認識(20世紀前半のヨーロッパで展開された多数の住民移動の縦の歴史に連なるものとして「追放」を理解する)と共時性の認識(同時期に東欧一帯で展開された住民移動の横の連関の中で「追放」を理解する)が深まり、「追放」の執行局面に関する通時的・共時的連関についての認識が進んだ。しかし、著者によればこの認識の変化は統合の局面に関する議論にはまだ及んでいない。また、通時性・共時性の認識により、「追放」をめぐる歴史叙述がドイツ中心の語りに支配されてきたことも明らかになった。

そこで、著者は「本来、すぐれて世界史的文脈に位置するはずのこのテーマをめぐって、これほどにドイツを中心とした語りが成立した理由を、現実と歴史記述が交差するポイントに目を向けて考えること」〔15-16 頁〕が本書の目的であると述べる。著者が注目したのは東西ドイツの建国期、特に西ドイツでの被追放民に対する文化保護政策である。著者はこの文化保護政策を、歴史的事実としての「追放」と、被追放民に対する統合政策と、「追放」と統合を対象とする歴史叙述の成立過程の結節点として位置づける。

第1・2章は「追放」の前史を通時性と共時性の両面から解説する。第1章は「追放」につながる通時性の軸(諸民族が混在する東欧において19世紀後半に領域内の住民の単一化を目指す試みが始まり、20世紀初頭の第二次バルカン戦争後に導入された住民交換の実践へとつながったこと)を意識しながら、20世紀前半に住民交換のモデルとして機能したトルコとバルカン諸国との間の住民交換と「追放」の直接の前史となったナチ体制下の民族移住政策に特に注目する。両者の流れの中で、第二次世界大戦期に連合国の間でドイツ系住民の強制移住が構想され、実行に移されたからである。第2章は住民移動の共

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 例えば 23 頁にはドイツ語話者の移住先として東欧、中東欧、南東欧の 3 つの地域名が登場しており、著者はドイツよりも東の地域の呼称を「東欧」以外にも意識していると考えられる。実際、第 2 章の「南東欧・ソ連におけるドイツ系住民の移住」〔54-56 頁〕ではユーゴスラヴィア、ルーマニア、第二次世界大戦後にソ連領となる東プロイセンが扱われ、著者は「南東欧」という語でユーゴスラヴィアとルーマニアを念頭に置いていると考えられる。しかし、その後の記述ではこれらの地域も「東欧における様々な住民移動」〔56-59 頁〕の事例に含まれており、「東欧」という語で指す範囲が一義的に定まっていない。

時性の軸、すなわち第二次世界大戦後の東欧各地で住民移動による民族秩序の再編が図られたことを意識しながら、ドイツ系住民の「追放」が構想・実行された過程を紹介する。

第3章から第6章は東西ドイツそれぞれでの被追放民への統合政策の特徴を考察する。第3章はソ連占領地区時代を含めた東ドイツの政策に注目する。政権を担ったドイツ社会主義統一党にとって、東部国境問題の解決は外交・内政双方の利益と絡み、二重の意味で体制の安定化を意味した。ゆえに「移住」と「移住民」に関するテーマは東ドイツではタブー化され、被追放民が持つ文化的伝統や東部地域の記憶は意識的に抑圧されることとなった。また、「移住」がナチスの侵略戦争の帰結とされた点は東ドイツ独自の視点であった。

一方、第4章から第6章は西ドイツの政策に注目する。第4章は被追放民の法的地位を扱い、西ドイツ建国後に被追放民の国民としての同権化が図られるとともに、国籍規定において被追放民という特殊な地位の永続化が図られたことが指摘される。「ドイツ民族に属する者」にドイツ国籍を付与する原則はナチ時代の民族移住政策の発想と同じであり、それが西ドイツの国籍規定にも継続された。第5章は、1950年代前半に整備された支援枠組みを受けて西ドイツの被追放民が1950年代半ばから復興期の労働市場へ参入し、経済的・社会的に統合されていった過程を論じる。西ドイツの被追放民が「経済の奇跡」の中で1960年代には統合されたという「早期統合神話」について、その一面性とともに、西ドイツ社会(戦後史にポジティブなアイデンティティの源泉を求めた)と被追放民(他者化する言説や偏見に抗うために復興を支える労働力として自己表象しようとした)の双方が創出したものであったことが指摘される。第6章は、西ドイツ建国後に結社が解禁された被追放民組織と連邦政府との関係を扱う。旧東部地域に関する被追放民組織の主張は、連邦政府の公式の政策と基本的に一致している限りにおいて認められていた。また、連邦被追放民法第96条で被追放民の文化保護が連邦と州に義務づけられたことは、被追放民が西ドイツの旧東部領をめぐる政治的要求を正当化する存在であったことを示した。この文化保護政策は「移住民」の存在が抑圧の対象とされた東ドイツとは大きく異なった。

続く 2 つの章ではこの文化保護政策の対象となった旧東部領に関する研究教育活動が扱われる。第 7章では戦後初期の私的なイニシアティブから始まって 1960 年代初頭まで刊行が進められた『追放の記録』の編纂と 1959 年に刊行された論文集『西ドイツの被追放民』のための研究プロジェクトが、第 8章では被追放民の故郷である旧東部領に関する東方研究教育活動が取り上げられる。いずれも東部領の喪失と東欧の共産主義化を受けた政治的意図から行われた国家事業であったが、特に東方研究教育活動はヴァイマル期以来の人的・制度的連続性を有し、西ドイツが第二次世界大戦の帰結とどのように向き合うのかという問題と深く関わっていた。

これを受けて第 9・10 章は、西ドイツにおける被追放民の文化保護政策が東西ドイツ間の関係や「過去の克服」にもたらした影響を考察する。第 9 章によれば、建国期の西ドイツは旧東部領回復要求や反共産主義を基本的な政治路線として位置づけており、その点に被追放民の文化を保護する意義が認められ、被追放民の文化事業への助成が行われていた。東ドイツはこの西ドイツの政治的意図や東方研究教育活動を批判したが、助成される文化事業の内容が根本的に見直されることはなかった。第 10 章によれば、1950 年代に被追放民が旧東部領回復要求や反共産主義を体現する存在として位置づけられたことで「追放」が第二次世界大戦における被害体験として西ドイツの集団的記憶の中で確固たる位置を占めるに至った。そして、その「追放」の原因を共産主義の暴力に転化することで、前史にあたるナチ時代の出来事と切り離して「追放」を認識する枠組みが西ドイツでは形成された。ナチ時代に東進政策に寄与

した東方研究の伝統に対する批判的な自己分析も1960年代に入るまで現れなかった。

第11章はこうした状況が1950年代末から1960年代にかけて変化した様子を扱う。1950年代後半の西ドイツでは、被追放民の統合にはまだ課題を残していたが、経済復興の中で就業率が上昇し、被追放民の社会的な充足感も高まった。入植先の地元住民との距離も近づき、「早期統合神話」が経済復興と並んで西ドイツの成功の歴史を構成する重要な一要素となった。これを受けて1960年代には被追放民に関わるテーマが徐々に一般社会の関心事から外れ、研究も下火となった。また、東西ドイツ間・米ソ間の関係が転換する中で、反共産主義を体現する存在たる被追放民に関する言及も減少した。旧東部領に関する西ドイツ国民の間での認識も希薄化する中、被追放民組織は周縁化していく。

終章ではこれまでの議論を振り返りながら、1950年代の西ドイツにおける「追放」の記述が前史たるナチ時代の民族移住政策から切り離され、冷戦下の目前の「敵」である共産主義国に批判の矛先を向ける記述が支配的となったことで、住民移動の背後にある国民国家の原理を根源的に批判することができなかった点が指摘される。また、冷戦終結と東西ドイツ統一によって、1990年代以降は20世紀ヨーロッパ史の文脈に位置づけて「追放」を記述する可能性が開かれたが、統合の成功に関する記述はドイツの内政問題であるがゆえに余り影響を受けなかった。これらが、序章で著者が提起した課題である「追放」をめぐって「これほどにドイツを中心とした語りが成立した理由」に相当すると思われる。統合の成功に関する記述に対しては、著者は被追放民とホスト社会の双方が大きな社会変動、価値変動に飲み込まれる中で統合が進行したという視点を持つことの重要性を指摘する。最後には「追放」と統合をめぐる国際比較研究の可能性として、強制移住をめぐるヨーロッパの通時的・共時的認識枠組みの中にアジアの事例を位置づけることへの展望も示される。

#### 2. 本書の意義

以上の内容整理から本書の意義を三点指摘し、各々に評者なりのコメントを付記したい。第一の意義は、第二次世界大戦後のドイツ系住民の「追放」と統合をめぐって、その構想から執行、移動させられた人々の統合とその記憶形成までの全体的な枠組みを提示した点である。このような一連の全体像が日本語の研究書で示されたことは、ドイツ現代史の研究に限らず、日本における現代史の研究全般にとっても非常に意義深い<sup>2</sup>。

但し、全体的な枠組みが提示された代わりに、「追放」された当事者の経験、特に定住過程の実情への 言及が第5章第4節など一部に限られてしまった。本書を手がかりに個別の事例研究が進み、「追放」の 諸相が更に解明されることが期待される。

本書の第二の意義は、「追放」を直接の前史であるナチ時代だけでなく、20世紀初頭に始まる国際的な承認下での国民国家イデオロギーの実体化の潮流の帰結に位置づけたことである。この潮流に位置づけたことで、終章にあるように「追放」と統合をめぐる国際比較研究の可能性も開かれたと言えるだろう。

また、第8章などで西ドイツにおける東方研究教育活動にはヴァイマル期からナチ期を経て人的・制

<sup>2</sup> 本書刊行後、著者は第二次世界大戦後のアジアとヨーロッパの住民移動の比較研究として、合衆国の動向に注目した論文を発表している。連合国の人口移動に関する政策を世界史的に考える上で、同論文は本書第2章を補完する。川喜田敦子「第二次世界大戦後の人口移動——連合国の構想にみるヨーロッパとアジアの連関——」、蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介編『引揚・追放・残留——戦後国際民族移動の比較研究』(名古屋大学出版会、2019年)、74-97頁。

度的に連続している側面があったことが指摘されていたが、同様の傾向は評者が専門とするハンガリーでも地理学や民族学など複数の学術分野で見られ、政治と深く関わっていた点も類似する。こうした比較の視点も今後の国民国家イデオロギーをめぐる研究に寄与するように思われる。

本書の第三の意義は、領域内の住民の民族構成を単一化しようとする国民国家イデオロギーへの向き合い方に冷戦が大きな影響をもたらしたことを明らかにした点である。第二の意義で述べたように、著者は国民国家イデオロギーが国際的な承認下で実体化が進められた潮流の帰結として「追放」を位置づけた。しかし、冷戦が本格化した1950年代以降、西ドイツでの「追放」をめぐる言説は、冷戦下の目前の「敵」である共産主義国に批判の矛先を向ける記述が支配的となった。このため、「追放」をめぐる叙述は前史たるナチ時代の民族移住政策から切り離され、その背後に存在した国民国家イデオロギーが根源的に批判されることはなかった。また、東ドイツでは東部国境問題の解決が外交・内政双方の利益と絡んだことで「移住」と「移住民」に関するテーマがタブー化された。このように、東西ドイツ両国における「追放」をめぐる言説には冷戦が大きく影響していた。

では、こうした旧東西ドイツ間における歴史認識の差異に対して、冷戦終結後の東西統一を経たドイツではどのように取り組まれてきたのだろうか。本書は東ドイツも射程に収めて、戦後のドイツ国民をめぐる統合過程を議論する前提を提示している。冷戦期やポスト冷戦期が本格的に現代史研究の対象となった現在、体制転換後のドイツ・ポーランド間など国家間での取り組みだけでなく、ドイツ国内での歴史認識の差異への取り組みへの言及もあればより充実した内容になったのではないかと思われる。冷戦終結後の旧ソ連・旧社会主義東欧諸国における歴史認識については日本でも研究が進展しているが3、東西統一後のドイツ国内に関しても歴史認識をめぐる観点から考察することは重要であろう。

# 3. 国民統合をめぐる研究への視座:ハンガリー現代史研究の立場から

最後に、本書が描き出した「追放」の記憶形成を出発点として、評者が専門とするハンガリー現代史の観点から、現代史における「被害」や「犠牲」をめぐる語りを通じた国民統合のあり方に対する研究の展望について考察を加えたい。

社会主義東欧圏に属したハンガリーにおける冷戦下での国民統合に関しては、本書で紹介された東ドイツの状況と重なる部分が多い。第二次世界大戦後にはハンガリーでもドイツ系住民の「追放」が実施された。一方で、1945 年 8 月 2 日にチェコスロヴァキア大統領ベネシュによって大統領令一九四五年三三号 [通称「ベネシュ布告」] が出され、チェコスロヴァキアのドイツ系住民とハンガリー系住民からチェコスロヴァキア国籍が剥奪されることとなった。この大統領令を根拠として 1946 年 2 月にチェコスロヴァキア・ハンガリー間で住民交換協定が締結され、1947 年 4 月 12 日から 1949 年にかけてハンガリーのスロヴァキア系住民とスロヴァキアのハンガリー系住民との住民交換が実施された。特にスロヴァキアのハンガリー系住民には強制的な移住を求めるものであった。本書第 5 章で西ドイツの被追放民をめぐる「早期統合神話」が批判的に分析され、実際の社会統合が決して容易ではなかったことが指摘されたが、ハンガリー・チェコスロヴァキア間の住民交換の対象となった者たちに関しても、生活様式が異

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 橋本伸也編著『せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題——ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤』、 ミネルヴァ書房、2017 年は近年の代表的な研究成果である。

なる移住先の地域社会への定着は困難であったことが明らかにされている4。

この住民交換の補償をめぐる論議は体制転換後に本格化した。近年でもスロヴァキア国会が 2007 年に「ベネシュ布告」の無謬性を議決したことに対して、2012 年には欧州議会の請願委員会にこの決定の撤回を求める請願が提出され $^5$ 、ハンガリー国会も住民交換が開始された 4 月 12 日を「上部地方〔スロヴァキア〕からの被強制移住者たちの記念日」として議決するなど $^6$ 、「ベネシュ布告」をめぐるハンガリー・スロヴァキア両国間の対立は続いている。

近年のハンガリーでは、第二次世界大戦下の同国および国民を「ナチズムの犠牲者」として位置づけ、その後の社会主義体制期も含めて「全体主義の犠牲者」と表象する傾向にある。ナチズムとスターリニズムを市民への暴力や抑圧を共通項に「全体主義」として現代史を論じる歴史認識は、欧州議会が 2008 年 9 月 23 日に独ソ不可侵条約とそれに付帯する秘密議定書が締結された 8 月 23 日を「スターリニズムとナチズムの犠牲者を想起するヨーロッパの日」と決議したことに象徴されるように、EU 圏内では定式化されている。しかし、ハンガリーを「ナチズムの犠牲者」として提示することは、同国が 1944 年 3 月のナチ・ドイツによる占領以前から自国民たるユダヤ人に人種主義的な政策を行い、ホロコーストにも協力していたという加害の過去を捨象している<sup>7</sup>。

一方で、2010年に改正された国籍法では国外に住むハンガリー語話者の国籍取得要件が緩和されている。これは、第一次世界大戦後に分断された「ハンガリー国民」が国境を越えて統合されるべきであるという発想が暗黙の前提にある。ドイツの事例と比較すると、ハンガリーでは周辺国に第二次世界大戦後もハンガリー語話者が居住し、現在も国境を越えた文化的一体性が政治的・社会的に重視されている点で大きく異なる。国民統合が第二次世界大戦後のドイツにおいては内政課題であったのに対し、ハンガリーでは現在も外交課題の側面を有していると言える。その裏返しとして、歴史研究においても、ハンガリー国内の民族的少数派の存在や国境外のハンガリー語話者の多様性が等閑視される傾向も見られる8。但し、戦間期に周辺国に在住したハンガリー語話者に関する近年の研究は、国境外のハンガリー語話者も含めた国民統合を目指すハンガリー政府の意向とは異なるローカルエリートの動向に注目してい

\_

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> この住民交換の過程とその対象者の移住先地域社会への定着の困難さに関しては、山本明代「第二次世界大戦後チェコスロヴァキアとハンガリー間の住民交換の社会的影響」、山本明代、パプ・ノルベルト編『移動がつくる東中欧・バルカン史』(刀水書房、2017年)、85-115頁に詳しい。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> "Petition 70/2012 by Imre Juhasz (Hungarian), bearing 2 signatures, on a request for the repeal of Resolution 1487/2007 of the Slovak National Council concerning the inviolability of the Beneš Decrees (possibly in the presence of the petitioner)", Committee on Petitions, European Parliament

http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009\_2014/organes/peti/peti\_20130527\_1500.htm (web サイトの最終確認は以下全て 2019 年 12 月 29 日)

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> "86/2012. (XII. 7.) OGY határozat a Felvidékről kitelepítettek emléknapjáról", Törvények és OGY határozatok, https://mkogy.jogtar.hu/jogszabaly?docid=a12h0086.OGY#

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 姉川雄大「ハンガリーの歴史認識と現代政治——「ヨーロッパ」性と新自由主義・人種主義政治——」、 橋本前掲編著、195-216 頁は、イム・ジヒョンが提唱した「犠牲者性ナショナリズム」の枠組みを参照し、 これらの事例を含む 2000 年代以降のハンガリーにおける歴史認識の政治問題化を論じている。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 例えば、第一次世界大戦後には周辺国領となった旧領(ルーマニア領となったトランシルヴァニアやチェコスロヴァキア領となった現在のスロヴァキアなど)からハンガリーに 40 万人超の避難民が流入したが、この避難民を体系的に論じた研究は少ない。代表的な研究書の István I. Mócsy, *The Effects of World War I: the Uprooted: Hungarian Refugees and Their Impact on Hungary's Domestic Politics, 1918-1921*, New York, Columbia University Press, 1983 は避難民のハンガリー社会への統合が 1920 年代を通じて総じて成功したと述べるが、避難民の日常的な生活空間を実証的に分析した上での指摘であるとは言い難く、今後の実証研究が待たれる。

[書評] 「現代史における「被害」・「犠牲」の記憶形成と国民統合:川喜田敦子『東欧からのドイツ人の「追放」―― 二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』(白水社、2019 年)を手がかりに

る点は指摘しておく必要があるだろう9。

以上のように、ハンガリー現代史の事例と本書が扱ったドイツの事例から国民統合のあり方を考えた時、移動を強制された者たちを国民統合の対象として捉えるだけではなく、彼ら/彼女らを移動先の地域社会における活動主体として、時には国民統合という枠組みを外して理解することが必要になるのではないだろうか。これは 2. で述べた本書の不足点と重なる視点であり、本書を出発点として後に続く者が取り組むべき課題である。

川喜田敦子著『東欧からのドイツ人の「追放」——二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』(白水社, 2019年). 定価 4,300円(税別).

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Egry Gábor, *Etnicitás, identitás, politika: Magyar kisebbségek nacionalizmus és regionalizmus között Romániában és Csehszlovákiában 1918-1944*, Budapest, Napvilág Kiadó, 2015 など、エグリ・ガーボルの一連の研究はその代表例である。